電気通信大学大学教育センター企画開発会議規程

制定 平成22年3月19日規程第25号 最終改正 令和4年7月25日規程第37号

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大大学教育センター規程第6条第2項の規定に基づき、大学教育センター企画開発会議(以下「企画開発会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

- 第2条 企画開発会議は、全学的視点に立って教育の基本方針の企画・立案等及び大学教育センターの運営に関し必要な事項を審議するとともに、各部門の連絡調整を行う。 (構成員)
- 第3条 企画開発会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 大学教育センター長
 - (2) 大学教育センター副センター長
 - (3) 情報理工学研究科教育委員会委員長
 - (4) 情報理工学域教育委員会委員長
 - (5) その他議長が必要と認めた者

(議長)

第4条 企画開発会議に議長を置き、大学教育センター長をもって充てる。 (副議長)

- 第5条 企画開発会議に副議長を置き、大学教育センター長が指名する。
- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代行する。 (その他の者の出席)
- 第6条 議長が必要と認めたときは、その他の者を企画開発会議に出席させ、意見を聴く ことができる。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、企画開発会議に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学大学教育センター運営委員会規程(平成20年4月1日施行)は、廃止 する。

附 則 (平成24年5月22日規程第70号)

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則(平成28年3月23日規程第107号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規程第139号) この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年7月25日規程第37号) この規程は、令和4年8月1日から施行する。